

【個人のお客さま向け】**約款一式**

- ①基本サービス約款（ガス料金との合算支払用）
- ②東京ガスTESメンテナンスサービス契約制度等からの切り替えのお客さま
向け特約
- ③電気エアコンオプション約款
- ④水まわりオプション約款
- ⑤電気設備オプション約款
- ⑥基本サービス約款（クレジットカード払・口座払用）

①基本サービス約款（ガス料金との合算支払用）

第1条(目的)

東京ガスのガス機器スペシャルサポート（以下「基本サービス」といいます。）は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）のガスをご利用のお客さまに安心して都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器をご使用いただくことを目的とします。この約款（以下「基本約款」といいます。）は、基本サービスの加入条件、基本サービスに係るお客さまと当社との契約（以下「基本契約」といいます。）の内容等を定めたものです。なお、お客さまは、当社所定の加入条件を満たす場合、基本サービスに加えて、電気エアコンオプションサービス、水まわりオプションサービス、電気設備オプションサービス（以下、各オプションサービスを総称して又はそれぞれを指して、単に「オプションサービス」といいます。）に加入することができます。お客さまは、オプションサービスのご利用にあたり、当社所定の方法により別途申し込み、オプションサービス契約を締結するものとし、その加入条件その他の契約条件については、基本約款のほか、オプションサービス毎に当社が定める約款（以下「オプションサービス約款」といいます。）が適用されます。

第2条(基本サービスの加入条件)

基本サービスを受けることができる方（以下「お客さま」といいます。）は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。

- ①当社のガス供給エリア（取手・我孫子地区、越谷・春日部地区/蓮田南地区、真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（く）一般ガス供給約款に基づく契約又は、（き）ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずともガス」）に基づく契約をいいます。以下、単に「ガス契約」といいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること。なお、総合契約（複数のガスメーターを組み合わせて1需要場所とみなし、メーターごとの使用量を合計して1つの使用契約とするガス契約）をご契約の場合は、原則として、ご契約にかかるすべてのガスメーターについて、ガスメーターごとに基本サービスにご加入いただく必要があります。
- ②当社、当社委託取引先企業（東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット（一部店舗を除く）をいいます。以下同じ。）及び第6条に定める機器を製造する事業者等（以下「製造事業者」といいます。）が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。

第3条(契約の成立)

1. 基本契約は、お客さまが当社所定の方法により基本サービスを申し込み、当社が、前条各号に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書（電磁的記録を含む。）に記載された日（以下「基本契約成立日」といいます。）に成立し、同日から効力を生じるものとします。
2. 当社は、基本契約成立日を、当社所定の方法（電磁的方法を含む。）によりお客さまに通知します（以下、この通知を「契約確定通知」といいます。）。
3. 当社は、お客さまが基本サービス又はオプションサービスの解約を再三にわたり繰り返された場合など、当社において対応できないと判断するときは、当該お客さまからの基本サービス又はオプションサービスのお申込みを承諾しないことがあります。

第4条(基本サービスの提供期間)

1. 基本約款に別段の定めがない限り、基本サービスの提供は、契約確定通知に記載する基本サービスの提供を開始する月（以下「基本サービス開始月」といいます。）の1日（以下、同日を「基本サービス開始日」といいます。）から開始するものとします。なお、基本サービス開始月は、お申込み時、お客さまのお申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲でお客さまが任意の月を指定することができます。
2. 基本サービスのサービス提供期間（以下「基本サービス提供期間」といいます。）は、基本サービス開始日から1年間とし、基本契約の契約期間は、基本契約成立日から基本サービス提供期間の終了日までとします。基本契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点で基本サービス提供期間及び契約期間は終了します。
3. 基本サービス提供期間が満了する月の15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、基本サービス提供期間及び基本契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 基本契約を更新されなかった場合又は第11条第2項若しくは第3項に基づき基本契約を解約された場合、基本契約の契約期間終了後における当該契約対象機器等の修理・買い替えについては、すべて基本サービスの対象外となります。
5. お客さまがオプションサービスを契約され、基本サービス提供期間（第3項により更新された場合は、更新された基本サービス提供期間）中にオプションサービスのサービス開始日（別途定めるオプションサービス約款によります。）が到来する場合、当該オプションサービスの契約がされた時点で、基本サービス提供期間は、オプションサービスのサービス開始日（複数のオプションサービスのサービス開始日が到来する場合には最も遅く到来するオプションサービスを基準とします。）が属する月を1か月目とした12か月目の末日まで当然に延長されます。

第5条(基本サービスの内容)

1. 基本契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める基本サービスの対象機器について、当社又は当社委託取引先企業が基本サービス提供期間中に故障発生の連絡を受け付けたものに関して、第7条（修理保証）及び第8条（買い替え特典）に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。

2. メーカー保証等、基本サービス以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。

第6条(対象機器)

基本サービスの対象機器は、基本契約にご契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、次の①～③に定める条件をすべて満たす都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器のみとします。ただし、非安全型機器（安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、CF式ふろがま、又はCF式湯沸器をいいます）、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）、業務用機器及び食器洗浄機等の一部機器は対象外とします。

- ①国内メーカー製造の機器であること
- ②日本ガス機器検査協会（JIA）の認証がある燃焼機器又はこれに付随する温水端末機器であること
- ③基本サービス開始日時時点で、不具合・故障が無い機器であること

第7条(修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
 - ①基本サービス提供期間中に第6条に定める対象機器に故障が発生したこと
 - ②①と同期間中にお客さまからの修理連絡を当社又は当社委託取引先企業が受けたこと
 - ③②の修理連絡に応じ、当社又は当社委託取引先企業が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費3万円（税込）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張料、技術料、部品費、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。
3. 修理保証は、基本サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
 - ①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障
 - ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障
 - ③犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障
 - ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障
 - ⑤サイバー攻撃により生じた故障
 - ⑥対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
 - ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障
 - ⑧当社又は当社委託取引先企業以外の者が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合、又は修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合には修理保証を行いません。
6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
 - ①消耗品類（電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター等）や別売品等の交換
 - ②配管設備（暖房・追焚・給湯・給水）、エアコンドレン配管（TES・ガス）、冷媒配管、信号線、ハイテクボット、床暖房仕上げ材、コンロトッププレート等の交換
7. 当社は、修理を当社委託取引先企業に委託できるものとします。

第8条(買い替え特典)

1. 買い替え特典の提供は、基本サービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、買い替え特典の提供開始後に修理連絡をいただいた上で、前条第1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、基本契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器の購入代金の一部を当社が負担するものです（現金給付は行いません。）。
 - ①補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
 - ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
 - ③安心・安全の観点からのお客さまのご意向及び当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな家庭用機器を購入する場合（ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く）であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める次の基準で同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。なお、業務用機器への買い替えは、「家庭用機器の購入」ではないため、買い替え特典の対象外となります。
 - ①給湯機器（湯沸器、風呂給湯器等）②厨房機器（ガスコンロ等）③暖房・乾燥機器（浴室暖房乾燥機・ファンヒーター等）商品群一覧は当社ホームページ記

載の別表を参照

4. 当社が買い替え特典で負担する金額は次のメーカー希望小売価格（税込み）に応じて、それぞれ次のとおりとします。

	メーカー希望小売価格（税込み）	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

※家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについては、発電ユニット・貯湯ユニットを含むシステム全体に対して5万円

※オープン価格の機器は、当社が定める基準に基づいた額（当社ホームページの別表を参照）

5. 買い替え特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買い替えをされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な機器1台の同価格を基準として、1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目（エネファーム等（具体的な対象商品は当社ホームページに記載）の買い替えについては、1年以内とします。）の月末までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、機器の設置は、基本サービス提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条第4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条（料金）

1. 基本サービス及びオプションサービスの料金は、別掲「料金一覧」（以下「料金一覧」といいます。）記載のとおりとします。
2. お客様は、料金一覧記載の金額の賦払金を、基本サービス開始月分から月1回、当社が別途指定する月のガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法により、直接又はガス取次店を通じて、当社が別途指定する月のガス料金とともに、当社に支払うものとします。
3. 第11条第2項又は第3項による解約の場合には、お客さまは解約月の翌月以降の賦払金を支払う義務を負わないものとします。なお、当社のシステム処理上、解約月の賦払金を本条第2項の方法によりお支払いいただけない場合、お客さまは、解約月の賦払金を、当社が送付する払込書等当社が指定する方法により支払うものとします。
4. 基本サービスの料金の支払を受けたことに対する支払証明書の発行は、ガス料金を口座振替でお支払いのお客さまからのお申出があった場合にのみ、有料で行います。ガス料金をクレジットカードでお支払いのお客さまについては、発行いたしません。なお、発行手数料・発行手続については、当社ホームページをご覧ください。
5. 料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できるまで、基本サービスの提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第10条（譲渡禁止）

基本契約に基づくお客さまの一切の地位（基本サービスの提供を受ける権利を含みます。）はお客さまの一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

第11条（解約）

1. 基本契約の解約については、本条の定めによるものとします。
2. お客様は、次の各号のいずれかの期間（以下総称して「解約不可期間」といいます。）に該当する場合を除き、基本サービス提供期間途中であっても解約することができるものとし、当社がお客さまから各月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって基本契約の解約に承諾いたします。毎月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって基本契約の解約に承諾いたします。
- ①基本サービス開始日から1年間
- ②お客さまがオプションサービスを契約されている場合、解約時点において、現にサービス開始日が到来したオプションサービス（複数のオプションサービスのサービス開始日が到来した場合には最も遅くサービス開始日が到来したオプションサービスを基準とします）のサービス開始日から1年間
3. お客様が次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、基本契約を解約することができるものとします。
- ①第2条の基本サービスの加入条件を満たさなくなった場合（転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼損失、ガスメーターの一時閉栓（ガスの使用停止）等があった場合を含みます。）
- ②第9条の賦払金を支払期日までにお支払いいただけない場合
- ③当社と他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけていない事実が判明した場合
- ④その他基本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

第12条（免責事項）

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた機器に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 機器を診断した結果、第8条第2項①②に該当する場合であっても、買い替え特典のサービス提供開始前である場合は、修理保証及び買い替え特典のいずれのサービスについても提供することができません。この場合において、代替サービスを提供することはできません。
4. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社が負う賠償責任の範囲は、既にお支払いいただいた料金の合計額を限度とします。

第13条（反社会的勢力との関係排除）

1. お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、基本契約お申込み時及び将来にわたり、以下の各号に定める事項を確認します。
- ①自己及び自己の役員又は重要な使用人（以下「関係者」といいます。）が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、これらを併せて「反社会的勢力」といいます。）でないこと、また過去5年間において反社会的勢力でなかったこと。
- ②自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
- ③自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に対し、資金等の提供ないし便宜の供給等を行うことにより、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与をしないこと（ただし、ガス及び電気の小売供給契約を除く。）。
- ④自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ⑤自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉・信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。
2. お客様及び当社は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要せず、直ちに基本契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、相手方は他方当事者に対し、発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。
3. 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとし、また、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し損害賠償請求を行うことはできません。

第14条（規定外事項）

基本約款の各条項に疑義が生じた場合又は基本約款に定めのない事項については、その都度、お客さまと当社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第15条（専属的合意管轄）

基本契約に関して、お客さまと当社との間で裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（内容の変更・中止等）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、民法の規定に基づき、基本約款を変更する旨、変更後のサービス約款及び変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、基本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、基本約款の内容及び料金等は変更後のサービス約款によるものとします。
2. 当社は、経済情勢の変動又は基本約款に基づくサービスの提供が困難となる等の事情が発生した場合、お客さまの承諾又はお客さまへの事前の通知なく、基本約款に基づくサービスの提供を中止又は変更することができるものとします。また、以下の①ないし③等サービス提供が一時的に困難となる等の事情が発生した場合、基本約款に基づくサービスの提供を中断することができるものとします。
- ①震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議・疫病
- ②システム障害・停電
- ③基本約款に基づくサービスに関わるシステムの定期又は緊急に行う保守・点検
3. 基本サービスの利用条件は当社ホームページ掲載の最新の基本約款によるものとします。

第17条（個人情報の取扱い）

当社は、お客さまの個人情報を、当社の個人情報保護方針（www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）に従って取り扱います。

第18条（当社からのご連絡）

当社は、基本サービスに関する案内、料金の支払、基本サービスの解約など基本サービスの提供にあたり必要な事項を、お客さまが希望された通知方法以外の方法でご連絡することがあります。

（附則）

この約款は、2025年8月1日から適用します。

【料金一覧】

1. 基本サービス及び各オプションサービスの料金
- ①1契約当たりの基本サービス及び各オプションサービスの料金は、それぞれ以下のとおりとします。
- ・基本サービス 年額6,600円（税込み）
 - ・電気エアコンオプションサービス 年額9,240円（税込み）
 - ・水まわりオプションサービス 年額9,240円（税込み）
 - ・電気設備オプションサービス 年額9,240円（税込み）
- ②お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。
- （算定式）
- サービス開始日が到来した基本サービス及び各オプションサービスの年額料金（税込み）の合計額 ÷ 12か月 = 賦払金（税込み）
2. すべてのオプションサービスの提供によるセット割引
- ①上記1①の定めにかかわらず、オプションサービスのすべてに加入していただいた場合、すべてのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及び各オプションサービスの料金を合計で年額28,800円（税込み）とします。
- ②上記①の場合、お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、

- 基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。
- (算定式)
- 28,800円(税込み)÷12か月=月額2,400円(税込み)
3. 電気エアコンオプションサービス及び水まわりオプションサービスの提供によるセット割引
- ①上記1①の定めにかかわらず、電気エアコンオプションサービス及び水まわりオプションサービスのいずれにも加入していただいた場合、これらのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及びこれらのオプションサービスの料金を合計で月額21,600円(税込み)とします。
- ②上記①の場合、お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。
- (算定式)
- 21,600円(税込み)÷12か月=月額1,800円(税込み)

②東京ガス TES メンテナンスサービス契約制度等からの切り替えのお客さま向け特約

第1条(定義)

基本約款に定義する用語は、特に断りがない限り、本特約でも同一の意味を有するものとします。

第2条(適用等)

本特約は、当社と東京ガスTESメンテナンスサービス契約又は千葉ガスTESシステム保守契約(以下、両者を総称して「TESメンテ契約」といいます。)を締結していただいたお客さまのうち、原則として、以下の各号の条件をすべて満たした方が、基本サービスのサービス提供を受ける場合に適用されます。ただし、基本サービスのお申込み時に、第3条に定めるサービス開始日からのサービス開始を希望されない旨を当社にお申し出いただいたお客さまには、本特約を適用しません。

- ①TESメンテ契約の終了日までにお客さまが基本約款に基づき基本サービスを申し込まれ、かつ、同日までに当該お申込みが当社により承諾されていること。
- ②TESメンテ契約の契約対象機器のうち熱源機が設置後15年経過したことにより、TESメンテ契約が以後更新することができない状態となっていること。

第3条(基本サービスの提供期間)

基本約款第4条第1項の定めにかかわらず、本特約が適用されるお客さまに対

する基本サービスのサービス開始日は、以下に定める日とします。

- ①当社が、TESメンテ契約の終了日が属する月の15日までに、基本サービスのお申込みを承諾した場合
TESメンテ契約の終了日が属する月の翌月の1日
- ②当社が、TESメンテ契約の終了日が属する月の16日から同月末日までの間に、基本サービスのお申込みを承諾した場合
TESメンテ契約の終了日が属する月の翌々月の1日

第4条(買い替え特典)

基本約款第8条第1項の定めにかかわらず、本特約が適用されるお客さまに対する買い替え特典の提供は、前条の基本サービスのサービス開始日から開始するものとします。

第5条(基本約款の適用)

基本サービスのその他の加入条件、修理保証及び買い替え特典の内容、サービスの料金、本特約の変更や廃止に関する事項など、本特約に定めのない事項については、基本約款が適用又は準用されるものとします。

(附則)

この特約は、2024年4月1日から適用します。

③電気エアコンオプション約款

この約款(以下「電気エアコンオプション約款」といいます。)は、東京ガスのガス機器スペシャルサポート(以下「基本サービス」といいます。)のサービス約款(以下「基本約款」といいます。)を前提として、電気エアコンの修理保証及び買い替え特典(以下「電気エアコンオプション」といいます。)をご利用いただくための規律について定めるものです。

第1条(定義)

基本約款に定義する用語は、特に断りがない限り、電気エアコンオプション約款でも同一の意味を有するものとします。

第2条(電気エアコンオプションの加入条件)

1. 電気エアコンオプションのサービス提供を受けることができる方は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。
- ①基本約款第2条の加入条件をすべて満たしていること。
- ②当社、当社委託取引先企業及び第6条に定める機器を製造する事業者等(以下「製造事業者」といいます。)が、電気エアコンオプションにかかる契約(以下「電気エアコンオプション契約」といいます。)の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
2. 新規に基本サービスにお申込みいただくお客さまについては基本サービスのお申込みと同時に、すでに基本サービスにかかる当社とお客さまとの契約(以下「基本契約」といいます。)にご契約いただいているお客さまについては基本サービスとは別に追加で、電気エアコンオプションのお申込みをすることができます。基本契約にご契約いただいていないお客さまは、電気エアコンオプションのみを単独でお申込みいただくことはできません。

第3条(契約の成立)

1. 電気エアコンオプション契約は、お客さまが当社所定の方法により電気エアコンオプションを申し込み、当社が前条に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書(電磁的記録を含む。)に記載された日(以下「電気エアコンオプション契約成立日」といいます。)に成立し、同日から効力を生じるものとします。
2. 当社は、電気エアコンオプション契約成立日を契約確定通知によりお客さまに通知します。

第4条(電気エアコンオプションサービスの提供期間)

1. 電気エアコンオプションのサービス提供は、契約確定通知に記載するサービス開始月(同通知に記載の電気エアコンオプションのサービス提供を開始する月をいいます。以下同じ。)の1日から開始するものとします(以下、同日を「電気エアコンオプションサービス開始日」といいます。)なお、電気エアコンオプションサービス開始月は、お客さまの特段の希望がない限り、お申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目とし、お客さまが希望される場合には、お申込み時に、お客さまのお申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲で、かつ、基本サービスのサービス開始月以降の月から、お客さまが任意の月を指定することができます。ただし、基本サービスと電気エアコンオプションを同時にお申込みされる場合、基本サービス開始日及び電気エアコンオプションサービス開始日は同日となります。
2. 電気エアコンオプションのサービス提供期間(以下、単に「電気エアコンオプションサービス提供期間」といいます。)は、電気エアコンオプションサービスの

開始日から1年間とし、電気エアコンオプション契約の契約期間は、電気エアコンオプション契約成立日から電気エアコンオプションサービス提供期間の終了日までとします。電気エアコンオプション契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点で電気エアコンオプションサービス提供期間及び契約期間は終了します。

3. 電気エアコンオプションサービス提供期間が満了する月の15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、電気エアコンオプションサービス提供期間及び電気エアコンオプション契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 電気エアコンオプション契約が更新されなかった場合又は第11条第2項若しくは第3項に基づき電気エアコンオプション契約を解約された場合、電気エアコンオプション契約の契約期間終了後における当該契約対象機器等の修理・買い替えについては、すべて電気エアコンオプションのサービス対象外となります。

第5条(電気エアコンオプションの内容)

1. 電気エアコンオプション契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める電気エアコンオプションの対象機器について、当社又は当社委託取引先企業が電気エアコンオプションサービス提供期間中に故障発生との連絡を受け付けたものに関して、第7条(修理保証)及び第8条(買い替え特典)に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。
2. メーカー保証等、電気エアコンオプション以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。

第6条(対象機器)

1. 電気エアコンオプションの対象機器は、電気エアコンオプション契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターが設置された場所で使用、かつ所有する当社指定メーカー製造の家庭用電気エアコン(全館空調システムを除く)とします。業務用電気エアコンは対象外となります。当社指定メーカー等は当社ホームページをご覧ください。
2. 電気エアコンオプションサービス開始日時時点で不具合・故障がある機器は電気エアコンオプションの対象外とします。

第7条(修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
- ①電気エアコンオプションサービス提供期間中に第6条に定める対象機器に故障が発生したこと
- ②①と同期間中にお客さまからの修理連絡を当社又は当社委託取引先企業が受けたこと
- ③②の修理連絡に応じ、当社、当社委託取引先企業又はその再委託取引先企業が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理(前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。)につき修理費3万円(税込み)を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張料、技術料、部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれるものとします。
3. 修理保証は、電気エアコンオプションサービス提供期間中に限り、回数の制限

- なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
- ①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障
 - ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障
 - ③犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他の不可抗力により生じた故障
 - ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障
 - ⑤サイバー攻撃により生じた故障
 - ⑥対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
 - ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障
 - ⑧当社又は当社委託取引先企業以外の者が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合、又はメーカー対応不可等の理由により当社が修理を行うことができない場合には修理保証を行いません。
6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
- ①消耗品類（リモコン用電池、各種フィルター（本体、空気清浄、お掃除機能）などを含む）、別売品又はリモコンの交換
 - ②エアコンドレン配管、冷媒配管及び信号線の交換、エアコン本体機器の機能低下等を伴わない詰まりの清掃（お掃除フィルター、お掃除機能のダストボックス、エアコンドレンの詰まりの清掃等の単なるエアコンクリーニングは修理保証の対象外となります。）
 - ③対象機器の使用の際に影響のない症状等（使用の際に影響のない音、振動、臭い、外観損傷などを含む）、経年変化の範囲（変色等）に該当するもの
7. 当社は、修理を当社委託取引先企業等に委託できるものとします。

第8条（買い替え特典）

1. 買い替え特典の提供は、電気エアコンオプションのサービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、買い替え特典の提供開始後に修理連絡をいただいた上で、前条第1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、電気エアコンオプション契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器の購入代金の一部を当社が負担するものです（現金給付は行いません。）。
- ①補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
 - ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな家庭用機器を購入する場合（ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く）に適用されます。なお、業務用機器への買い替えは、「家庭用機器の購入」ではないため、買い替え特典の対象外となります。
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は次のメーカー希望小売価格（税込み）に応じて、それぞれ次のとおりとします。

	メーカー希望小売価格（税込み）	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

※オープン価格の機器は、当社が定める基準に基づいた額（当社ホームページの別表を参照）

5. 買い替え特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買い替えをされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な機器1台の同価格を基準として、1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目の月末までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、機器の設置は、電気エアコンオプションサービス提供期間中に完了する必要はありません。

④水まわりオプション約款

この約款（以下「水まわりオプション約款」といいます。）は、東京ガスのガス機器スペシャルサポート（以下「基本サービス」といいます。）のサービス約款（以下「基本約款」といいます。）を前提として、水まわり設備の修理保証及び買い替え特典（以下「水まわりオプション」といいます。）をご利用いただくための規律について定めるものです。

第1条（定義）

基本約款に定義する用語は、特に断りがない限り、水まわりオプション約款でも同一の意味を有するものとします。

第2条（水まわりオプションの加入条件）

1. 水まわりオプションのサービス提供を受けることができる方は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。
- ①基本約款第2条の加入条件をすべて満たしていること。
 - ②当社、当社が水まわりオプションのサービス提供を委託する株式会社プレスページ・コアソリューション（以下「運営会社」といいます。）、当社委託取引先企業又は運営会社若しくは当社委託取引先企業の再委託取引先企業（以下総称して「当社等」といいます。）が、水まわりオプションにかかる契約（以下

7. 前条第4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条（料金）

1. 電気エアコンオプションの料金は、基本約款別掲「料金一覧」記載のとおりとします。
2. 電気エアコンオプションの料金の支払期日及び支払方法並びに解約事由発生時の処理等については、基本約款第9条第2項から同条第4項までを適用又は準用します。

第10条（料金の不払い）

料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できるまで、電気エアコンオプションのサービス提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第11条（解約）

1. 電気エアコンオプション契約の解約については、本条の定めによるものとします。
2. お客さまは、電気エアコンオプションサービス開始日から1年間（以下「解約不可期間」といいます。）を除き、電気エアコンオプションサービス提供期間途中でであっても解約することができるものとし、当社がお客さまから各月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって電気エアコンオプション契約の解約に承諾いたします。毎月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもってオプション契約の解約に承諾いたします。
3. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、電気エアコンオプション契約を解約することができるものとします。
- ①電気エアコンオプション約款第2条の電気エアコンオプションの加入条件又は基本約款第2条の基本サービスの加入条件を満たさなくなった場合（転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼粉失、ガスメーターの一時閉栓（ガスの使用停止）等があった場合を含みます。）
 - ②第9条の電気エアコンオプション料金を支払期日までにお支払いいただけない場合
 - ③当社との他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけていない事実が判明した場合
 - ④その他の基本契約又は電気エアコンオプション契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
4. 基本契約が解約となった場合、電気エアコンオプション契約も当然に終了となります。この場合、すでにお支払いいただいた料金は返金いたしません。

第12条（免責事項）

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた機器に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 機器を診断した結果、第8条第2項①②に該当する場合であっても、買い替え特典のサービス提供開始前である場合は、修理保証及び買い替え特典のいずれのサービスについても提供することができません。この場合において、代替サービスを提供することはできません。
4. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社が負う賠償責任の範囲は、既にお支払いいただいた料金の合計額を限度とします。

第13条（基本約款の準用等）

電気エアコンオプション約款に定める条項は基本約款に定める条項に優先して適用されるものとします。また、電気エアコンオプション約款に定めのない事項は基本約款に準じるものとし、特段別意に解すべき条項を除き、基本約款に定める条項が準用されます。

（附則）

この約款は、2025年8月1日から適用します。

- 「水まわりオプション契約」といいます。）の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
2. 新規に基本サービスにお申込みいただくお客さまについては基本サービスのお申込みと同時に、すでに基本サービスにかかる当社とお客さまとの契約（以下「基本契約」といいます。）にご契約いただいているお客さまについては基本サービスとは別に追加で、水まわりオプションのお申込みをすることができます。基本契約にご契約いただいていないお客さまは、水まわりオプションのみを単独でお申込みいただくことはできません。

第3条（契約の成立）

1. 水まわりオプション契約は、お客さまが当社所定の方法により水まわりオプションを申し込み、当社が前条に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書（電磁的記録を含む。）に記載された日（以下「水まわりオプション契約成立日」といいます。）に成立し、同日から効力を生じるものとします。

2. 当社は、水まわりオプション契約成立日を契約確定通知によりお客さまに通知します。

第4条（水まわりオプションサービスの提供期間）

1. 水まわりオプションのサービス提供は、契約確定通知に記載するサービス開始月（同通知に記載の水まわりオプションのサービス提供を開始する月をいいます。以下同じ。）の1日から開始するものとします（以下、同日を「水まわりオプションサービス開始日」といいます。）。なお、水まわりオプションサービス開始月は、お客さまの特段の希望がない限り、お申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目とし、お客さまが希望される場合には、お申込み時に、お客さまのお申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲で、かつ、基本サービスのサービス開始月以降の月から、お客さまが任意の月を指定することができます。ただし、基本サービスと水まわりオプションを同時にお申込みされる場合、基本サービス開始日及び水まわりオプションサービス開始日は同日となります。
2. 水まわりオプションのサービス提供期間（以下、単に「水まわりオプションサービス提供期間」といいます。）は、水まわりオプションサービス開始日から1年間とし、水まわりオプション契約の契約期間は、水まわりオプション契約成立日から水まわりオプションサービス提供期間の終了日までとします。水まわりオプション契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点で水まわりオプションサービス提供期間及び契約期間は終了します。
3. 水まわりオプションサービス提供期間が満了する月の15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、水まわりオプションサービス提供期間及び水まわりオプション契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 水まわりオプション契約が更新されなかった場合又は第11条第2項若しくは第3項に基づき水まわりオプション契約を解約された場合、水まわりオプション契約の契約期間終了後における当該契約対象部位等の修理・買い替えについては、すべて水まわりオプションのサービス対象外となります。

第5条（水まわりオプションの内容）

1. 水まわりオプション契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める水まわりオプションの対象部位について、当社、運営会社又は当社委託取引先企業が水まわりオプションサービス提供期間中に故障発生との連絡を受け付けたものに関して、第7条（修理保証）及び第8条（買い替え特典）に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。
2. メーカー保証等、水まわりオプション以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。
3. 当社は、水まわりオプションのサービス提供を運営会社に委託します。

第6条（対象部位）

1. 水まわりオプションの対象部位は、水まわりオプション契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターが設置された場所で使用する下記の表記載の水まわり設備部位とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用使用設備や、共用部の設備は除きます。

対 象		
設備分類	設備部位	不具合
水まわり設備部位	キッチン	漏水、詰まり等の機能不全
	トイレ	
	浴室・洗面所	

※住宅外設備（庭、屋上、駐車場、ベランダ等）は露出部分のみとします。
※本体の故障はデイスボォーザー、温水式洗浄便座が対象で、その他の家電製品は対象外となります。また、雨樋等の雨水配管は対象外となります。
※給湯設備機器等の不具合対応は水まわりオプションの対象外となります。

2. 水まわりオプションサービス開始日時点で不具合・故障がある部位は水まわりオプションの対象外とします。

第7条（修理保証）

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
- ①水まわりオプションサービス提供期間中に第6条に定める対象部位に故障が発生したこと
- ②①と同期間中にお客さまからの修理連絡を当社、運営会社又は当社委託取引先企業が受けたこと
- ③②の修理連絡に応じ、当社等が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理（前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。）につき修理費3万円（税込み）を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張料、技術料、交換部品・部材費（交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。）、別途料金（診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等）が含まれるものとします。
3. 修理保証は、水まわりオプションサービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
- ①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障
- ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象部位を改造して生じた故障
- ③犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障

- ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障
- ⑤サイバー攻撃により生じた故障
- ⑥対象部位の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
- ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている設備の故障
- ⑧当社等以外の者が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品・部材のメーカー保有期限の経過、汎用部品・部材の供給不可等の理由により当社等が修理に必要な部品・部材を入手できない場合、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合、又はメーカー対応不可等の理由により当社等が修理を行うことができない場合には修理保証を行いません。
6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
- ①消耗品類（電池、フィルター類、浄水カートリッジ類などを含む）の交換
- ②対象部位の使用の際に影響のない症状等（使用の際に影響のない音、振動、臭い、外観損傷などを含む）、経年変化の範囲（変色等）に該当するもの
7. 当社又は運営会社は、修理を当社委託取引先企業等に委託できるものとします。

第8条（買い替え特典）

1. 買い替え特典の提供は、水まわりオプションサービス開始日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、修理連絡をいただいた上で、前条第1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、水まわりオプション契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える水まわり設備の購入代金の一部を当社が負担するものです（現金給付は行いません。）。
- ①補修部品のメーカー保有期限の経過、汎用部品の供給不可等の理由により当社等が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社等が修理不能と判断した場合
- ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社等から以下の各号のいずれかに該当する新たな家庭用水まわり設備を購入する場合（ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く）に適用されます。ただし、入手困難な特注品、造作品、ユニットの一部等で代替品をご用意できない設備、その他特殊な設置状態等の理由により当社等が買い替え不能と判断した水まわり設備は除くものとします。なお、業務用水まわり設備への買い替えは、「家庭用水まわり設備の購入」ではないため、買い替え特典の対象外となります。
- ①水栓
- ②トイレ、温水洗浄便座
- ③デイスボォーザー
- ④ビルトイン浄水器（蛇口取付式・据え置き式等の後付けタイプの浄水器は除く）
- ⑤洗面化粧台、洗面台、浴槽
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は1万円とします。ただし、お客さまが新たに買い替える水まわり設備の購入代金が1万円を下回る場合は、その金額を当社が負担するものとします。
5. 買い替え特典は、故障した水まわり設備1台につき1回限り適用されます。複数設備への買い替えをされた場合、新たに購入された水まわり設備のうち実際の購入代金が最も高額な水まわり設備1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月の月末までに買い替えた水まわり設備の設置が完了したものが対象となります。なお、水まわり設備の設置は、水まわりオプションサービス提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条第4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条（料金）

1. 水まわりオプションの料金は、基本約款別掲「料金一覧」記載のとおりとします。
2. 水まわりオプションの料金の支払期日及び支払方法並びに解約事由発生時の処理等については、基本約款第9条第2項から同条第4項までを適用又は準用します。

第10条（料金の不払い）

料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できるまで、水まわりオプションのサービス提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第11条（解約）

1. 水まわりオプション契約の解約については、本条の定めによるものとします。
2. お客さまは、水まわりオプションサービス開始日から1年間（以下「解約不可期間」といいます。）を除き、水まわりオプションサービス提供期間途中でであっても解約することができるものとし、当社がお客さまから各月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって水まわりオプション契約の解約に承諾いたします。毎月15日（日曜・祝日の場合は翌営業日）を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもってオプション契約の解約に承諾いたします。
3. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、水まわりオプション契約を解約することができるものとします。
- ①水まわりオプション約款第2条の水まわりオプションの加入条件又は基本約款第2条の基本サービスの加入条件を満たさなくなった場合（転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼粉失、ガスメーターの一時閉栓（ガスの使用停止）等があった場合を含みます。）

- ②第9条の水まわりオプション料金を支払期日までにお支払いいただけない場合
③当社と他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけていない事実が判明した場合
④その他基本契約又は水まわりオプション契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
4. 基本契約が解約となった場合、水まわりオプション契約も当然に終了となります。この場合、すでにお支払いいただいた料金は返金いたしません。

第12条 (免責事項)

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた水まわり設備に瑕疵がないことを保証するもので

⑤電気設備オプション約款

この約款 (以下「電気設備オプション約款」といいます。) は、東京ガスのガス機器スペシャルサポート (以下「基本サービス」といいます。) のサービス約款 (以下「基本約款」といいます。) を前提として、電気設備の修理保証及び買い替え特典 (以下「電気設備オプション」といいます。) をご利用いただくための規律について定めるものです。

第1条 (定義)

基本約款に定義する用語は、特に断りがない限り、電気設備オプション約款でも同一の意味を有するものとします。

第2条 (電気設備オプションの加入条件)

1. 電気設備オプションのサービス提供を受けることができる方は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。
- ①基本約款第2条の加入条件をすべて満たしていること。
- ②当社、当社が電気設備オプションのサービス提供を委託する株式会社プレステージ・コアソリューション (以下「運営会社」といいます。)、当社委託取引先企業又は運営会社若しくは当社委託取引先企業の再委託取引先企業 (以下総称して「当社等」といいます。) が、電気設備オプションにかかる契約 (以下「電気設備オプション契約」といいます。) の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。
2. 新規に基本サービスにお申込みいただくお客さまについては基本サービスのお申込みと同時に、すでに基本サービスにかかる当社とお客さまとの契約 (以下「基本契約」といいます。) にご契約いただいているお客さまについては基本サービスとは別に追加で、電気設備オプションのお申込みをすることができます。基本契約にご契約いただいていないお客さまは、電気設備オプションのみを単独でお申込みいただくことはできません。

第3条 (契約の成立)

1. 電気設備オプション契約は、お客さまが当社所定の方法により電気設備オプションを申し込み、当社が前条に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書 (電磁的記録を含む。) に記載された日 (以下「電気設備オプション契約成立日」といいます。) に成立し、同日から効力を生じるものとします。
2. 当社は、電気設備オプション契約成立日を契約確定通知によりお客さまに通知します。

第4条 (電気設備オプションサービスの提供期間)

1. 電気設備オプションのサービス提供は、契約確定通知に記載するサービス開始月 (同通知に記載の電気設備オプションのサービス提供を開始する月をいいます。以下同じ。) の1日から開始するものとします (以下、同日を「電気設備オプションサービス開始日」といいます。)。なお、電気設備オプションサービス開始月は、お客さまの特段の希望がない限り、お申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目とし、お客さまが希望される場合には、お申込み時に、お客さまのお申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲で、かつ、基本サービスのサービス開始月以降の月から、お客さまが任意の月を指定することができます。ただし、基本サービスと電気設備オプションを同時にお申込みされる場合、基本サービス開始日及び電気設備オプションサービス開始日は同日となります。
2. 電気設備オプションのサービス提供期間 (以下、単に「電気設備オプションサービス提供期間」といいます。) は、電気設備オプションサービス開始日から1年間とし、電気設備オプション契約の契約期間は、電気設備オプション契約成立日から電気設備オプションサービス提供期間の終了日までとします。電気設備オプション契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点で電気設備オプションサービス提供期間及び契約期間は終了します。
3. 電気設備オプションサービス提供期間が満了する月の15日 (日曜・祝日の場合は翌営業日) までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、電気設備オプションサービス提供期間及び電気設備オプション契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 電気設備オプション契約が更新されなかった場合又は第11条第2項若しくは第3項に基づき電気設備オプション契約を解約された場合、電気設備オプション契約の契約期間終了後における当該契約対象部位等の修理・買い替えについては、すべて電気設備オプションのサービス対象外となります。

第5条 (電気設備オプションの内容)

1. 電気設備オプション契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める電気設備オプションの対象部位について、当社、運営会社又は当社委託取引先企

業はありません。

3. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社が負う賠償責任の範囲は、既にお支払いいただいた料金の合計額を限度とします。

第13条 (基本約款の準用等)

水まわりオプション約款に定める条項は基本約款に定める条項に優先して適用されるものとします。また、水まわりオプション約款に定めのない事項は基本約款に準じるものとし、特断別意に解すべき条項を除き、基本約款に定める条項が準用されます。

(附則)

この約款は、2025年8月1日から適用します。

業が電気設備オプションサービス提供期間中に故障発生 of の連絡を受け付けたものに関して、第7条 (修理保証) 及び第8条 (買い替え特典) に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。

2. メーカー保証等、電気設備オプション以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。
3. 当社は、電気設備オプションのサービス提供を運営会社に委託します。

第6条 (対象部位)

1. 電気設備オプションの対象部位は、電気設備オプション契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターが設置された場所で使用する下記の表記載の電気設備部位とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用使用設備や、共用部の設備は除きます。

対 象		
設備分類	設備部位	不具合
電気設備部位	照明	不点灯 ※照明器具本体を除く
	スイッチ・コンセント	作動不良
	換気設備	異音、作動不良、破損
	対象設備部位全般	停電

※住宅外設備 (庭、屋上、駐車場、ベランダ等) は露出部分のみとします。

※本体の故障は換気設備や配線工事が必要な照明器具が対象で、その他の家電製品は対象外となります。また、アンテナ等の情報通信設備は対象外となります。

※広域停電等の送配電事業者に起因するものを除きます。

2. 電気設備オプションサービス開始日時時点で不具合・故障がある部位は電気設備オプションの対象外とします。

第7条 (修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
- ①電気設備オプションサービス提供期間中に第6条に定める対象部位に故障が発生したこと
- ②①と同期間中にお客さまからの修理連絡を当社、運営会社又は当社委託取引先企業が受けたこと
- ③②の修理連絡に応じ、当社等が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理 (前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。) につき修理費3万円 (税込み) を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張料、技術料、交換部品・部材費 (交換部品・部材は、当社又は運営会社が指定する、修理対象部位の部品・部材と同一品又は同等品とします。)、別途料金 (診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等) が含まれるものとします。
3. 修理保証は、電気設備オプションサービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
- ①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障
- ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象部位を改造して生じた故障
- ③犯罪行為、法令違反、戦争 (武力行使等を含む) 、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障
- ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障
- ⑤サイバー攻撃により生じた故障
- ⑥対象部位の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
- ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている設備の故障
- ⑧当社等以外の者が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品・部材のメーカー保有期限の経過、汎用部品・部材の供給不可等の理由により当社等が修理に必要な部品・部材を入手できない場合、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合、又はメーカー対応不可等の理由により当社等が修理を行うことができない場合には修理保証を行いません。
6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
- ①消耗品類 (電球、電池、フィルター類などを含む) の交換

②対象部位の使用の際に影響のない症状等(使用の際に影響のない音、振動、臭い、外観損傷などを含む)、経年変化の範囲(変色等)に該当するもの

7. 当社又は運営会社は、修理を当社委託取引先企業等に委託できるものとします。

第8条(買い替え特典)

1. 買い替え特典の提供は、電気設備オプションサービス開始日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、修理連絡をいただいた上で、前条第1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、電気設備オプション契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える電気設備の購入代金の一部を当社が負担するものです(現金給付は行いません)。
 - ①補修部品のメーカー保有期限の経過、汎用品の供給不可等の理由により当社等が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社等が修理不能と判断した場合
 - ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社等から以下の各号のいずれかに該当する新たな家庭用電気設備を購入する場合(ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く)に適用されます。ただし、入手困難な特注品、造作品、ユニットの一部等で代替品をご用意できない設備、その他特殊な設置状態等の理由により当社等が買い替え不能と判断した電気設備は除くものとします。なお、業務用電気設備への買い替えは、「家庭用電気設備の購入」ではないため、買い替え特典の対象外となります。
 - ①照明器具(資格者による配線接続工事が必要なもの)
 - ②換気設備
 - ③分電盤
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は1万円とします。ただし、お客さまが新たに買い替える電気設備の購入代金が1万円を下回る場合は、その金額を当社が負担するものとします。
5. 買い替え特典は、故障した電気設備1台につき1回限り適用されます。複数設備への買い替えをされた場合、新たに購入された電気設備のうち実際の購入代金が最も高額な電気設備1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目の月末までに買い替えた電気設備の設置が完了したものが対象となります。なお、電気設備の設置は、電気設備オプションサービス提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条第4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条(料金)

1. 電気設備オプションの料金は、基本約款別掲「料金一覧」記載のとおりとします。
2. 電気設備オプションの料金の支払期日及び支払方法並びに解約事由発生時の処理等については、基本約款第9条第2項から同条第4項までを適用又は準用します。

第10条(料金の不払い)

料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できるまで、電気設備オプションのサービス提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第11条(解約)

1. 電気設備オプション契約の解約については、本条の定めによるものとします。
2. お客さまは、電気設備オプションサービス開始日から1年間(以下「解約不可期間」といいます。)を除き、電気設備オプションサービス提供期間途中でであっても解約することができるものとし、当社がお客さまから各月15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって電気設備オプション契約の解約に承諾いたします。毎月15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもってオプション契約の解約に承諾いたします。
3. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、電気設備オプション契約を解約することができるものとします。
 - ①電気設備オプション約款第2条の電気設備オプションの加入条件又は基本約款第2条の基本サービスの加入条件を満たさなくなった場合(転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼粉失、ガスメーターの一時閉栓(ガスの使用停止)等があった場合を含みます。)
 - ②第9条の電気設備オプション料金を支払期日までにお支払いいただけない場合
 - ③当社との他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけていない事実が判明した場合
 - ④その他基本契約又は電気設備オプション契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
4. 基本契約が解約となった場合、電気設備オプション契約も当然に終了となります。この場合、すでにお支払いいただいた料金は返金いたしません。

第12条(免責事項)

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた電気設備に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社が負う賠償責任の範囲は、既にお支払いいただいた料金の合計額を限度とします。

第13条(基本約款の準用等)

電気設備オプション約款に定める条項は基本約款に定める条項に優先して適用されるものとします。また、電気設備オプション約款に定めのない事項は基本約款に準じるものとし、特段別意に解すべき条項を除き、基本約款に定める条項が準用されます。

(附則)

この約款は、2025年8月1日から適用します。

⑥基本サービス約款(クレジットカード払・口座払用)

第1条(目的)

東京ガスのガス機器スペシャルサポート(以下「基本サービス」といいます。)は、東京ガス株式会社(以下「当社」といいます。)のガスをご利用のお客さまに安心して都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器をご使用いただくことを目的とします。この約款(以下「基本約款」といいます。)は、基本サービスの加入条件、基本サービスに係るお客さまと当社との契約(以下「基本契約」といいます。)の内容等を定めたものです。なお、お客さまは、当社所定の加入条件を満たす場合、基本サービスに加えて、電気エアコンオプションサービス、水まわりオプションサービス、電気設備オプションサービス(以下、各オプションサービスを総称して又はそれぞれを指して、単に「オプションサービス」といいます。)に加入することができます。お客さまは、オプションサービスのご利用にあたり、当社所定の方法により別途申し込み、オプションサービス契約を締結するものとし、その加入条件その他の契約条件については、基本約款のほか、オプションサービス毎に当社が定める約款(以下「オプションサービス約款」といいます。)が適用されます。

第2条(基本サービスの加入条件)

基本サービスを受けることができる方(以下「お客さま」といいます。)は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。

- ①当社のガス供給エリア(取手・我孫子地区、越谷・春日部地区/蓮田南地区、真岡地区を除く)にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約(ⅰ)一般ガス供給約款に基づく契約又は、(ⅱ)ガス基本約款及び選択約款(家庭用選択約款又は「ずっとガス」)に基づく契約をいいます。以下、単に「ガス契約」といいます。)を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること。なお、総合契約(複数のガスメーターを組み合わせて1需要場所とみなし、メーターごとの使用量を合計して1つの使用契約とするガス契約)をご契約の場合は、原則として、ご契約にかかるすべてのガスメーターについて、ガスメーターごとに基本サービスにご加入いただく必要があります。
- ②当社、当社委託取引先企業(東京ガスライフバル、エネスタ及びエネフィット(一部店舗を除く)をいいます。以下同じ。)及び第6条に定める機器を製造する事業者等(以下「製造事業者」といいます。)が、基本契約の履行に必要な範囲内で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びにこれらの者に対し電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していること。

③第9条第2項の支払方法に係る与信息照会の結果が適格であること

第3条(契約の成立)

1. 基本契約は、お客さまが当社所定の方法により基本サービスを申し込み、当社が、前条各号に定める加入条件等を確認したうえで、これを承諾することをもって、当社がお客さまからのお申込みを承諾した日として当社所定の方法によりお客さまに通知する文書(電磁的記録を含む。)に記載された日(以下「基本契約成立日」といいます。)に成立し、同日から効力を生じるものとします。
2. 当社は、基本契約成立日を、当社所定の方法(電磁的方法を含む。)によりお客さまに通知します(以下、この通知を「契約確定通知」といいます。)
3. 当社は、お客さまが基本サービス又はオプションサービスの解約を再三にわたり繰り返された場合など、当社において対応できないと判断するときは、当該お客さまからの基本サービス又はオプションサービスのお申込みを承諾しないことがあります。

第4条(基本サービスの提供期間)

1. 基本約款に別段の定めがない限り、基本サービスの提供は、契約確定通知に記載する基本サービスの提供を開始する月(以下「基本サービス開始月」といいます。)の1日(以下、同日を「基本サービス開始日」といいます。)から開始するものとします。なお、基本サービス開始月は、お申込み時に、お客さまのお申込みを受け付けた月の翌月を1か月目とした3か月目から36か月目までの範囲でお客さまが任意の月を指定することができます。
2. 基本サービスのサービス提供期間(以下「基本サービス提供期間」といいます。)は、基本サービス開始日から1年間とし、基本契約の契約期間は、基本契約成立日から基本サービス提供期間の終了日までとします。基本契約の契約期間中で中途解約がされた場合、解約処理が完了した時点で基本サービス提供期間及び契約期間は終了します。
3. 基本サービス提供期間が満了する月の15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、基本サービス提供期間及び基本契約は、翌月1日から更に1年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。
4. 基本契約を更新されなかった場合又は第11条第2項若しくは第3項に基づき基本契約を解約された場合、基本契約の契約期間終了後における当該契約対象機器等の修理・買い替えについては、すべて基本サービスの対象外となります。

5. お客さまがオプションサービスを契約され、基本サービス提供期間(第3項により更新された場合は、更新された基本サービス提供期間)中にオプションサービスのサービス開始日(別途定めるオプションサービス約款によります。))が到来する場合、当該オプションサービスの契約がされた時点で、基本サービス提供期間は、オプションサービスのサービス開始日(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来する場合には最も遅く到来するオプションサービスを基準とします。))が属する月を1か月目とした12か月目の末日まで当然に延長されます。

第5条(基本サービスの内容)

1. 基本契約にご契約いただいたお客さまは、次条に定める基本サービスの対象機器について、当社又は当社委託取引先企業が基本サービス提供期間中に故障発生の連絡を受け付けたものに関して、第7条(修理保証)及び第8条(買い替え特典)に定める修理保証及び買い替え特典の各サービスを受けることができます。
2. メーカー保証等、基本サービス以外の保証等がある場合には、当該保証等を優先的に適用するものとします。

第6条(対象機器)

基本サービスの対象機器は、基本契約にご契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、次の①～③に定める条件をすべて満たす都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器のものとします。ただし、非安全型機器(安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、CF式ふろがま、又はCF式湯沸器をいいます)、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(発電ユニット・貯湯ユニット)、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン(GHP)、業務用機器及び食器洗浄機等の一部機器は対象外とします。

①国内メーカー製造の機器であること

②日本ガス機器検査協会(JIA)の認証がある燃焼機器又はこれに付随する温水端末機器であること

③基本サービス開始日時時点で、不具合・故障が無い機器であること

第7条(修理保証)

1. 修理保証は、次の①～③に定める条件をすべて満たした場合において、次項に定める上限額の範囲内で、次項所定の修理費を当社が負担するものです。
- ①基本サービス提供期間中に第6条に定める対象機器に故障が発生したこと
- ②①と同期間中にお客さまからの修理連絡を当社又は当社委託取引先企業が受けたこと
- ③②の修理連絡に応じ、当社又は当社委託取引先企業が往訪して故障状況や修理の可否・買い替えの可否等の確認・診断を行ったこと
2. 往訪及び修理は、1修理(前項③の診断に基づいて判断された同一の修理案件のことをいいます。))につき修理費3万円(税込み)を上限に無償で行い、この上限を超える場合、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張料、技術料、部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれるものとします。
3. 修理保証は、基本サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回のサービス提供はいたしません。
4. 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。
- ①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障
- ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障
- ③犯罪行為、法令違反、戦争(武力行使等を含む)、地震、噴火、津波等その他の不可抗力により生じた故障
- ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障
- ⑤サイバー攻撃により生じた故障
- ⑥対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等
- ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障
- ⑧当社又は当社委託取引先企業以外の者が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障
5. 当社は、補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合、又は修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合理性がない場合には修理保証を行いません。
6. 次の作業は修理保証の対象となる作業ではありません。
- ①消耗品類(電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター等)や別売品等の交換
- ②配管設備(暖房・追焚・給湯・給水)、エアコンドレン配管(TES・ガス)、冷媒配管、信号線、ハイテクボット、床暖房仕上げ材、コンロトッププレート等の交換
7. 当社は、修理を当社委託取引先企業に委託できるものとします。

第8条(買い替え特典)

1. 買い替え特典の提供は、基本サービス開始月の翌月を1か月目とした12か月目の1日から開始するものとします。
2. 買い替え特典は、買い替え特典の提供開始後に修理連絡をいただいた上で、前条第1項③の診断の結果、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、買い替えが適当であると診断され、修理を行わない場合に限り、基本契約の定めに従い、修理保証の代替として、お客さまが新たに買い替える機器の購入代金の一部を当社が負担するものです(現金給付は行いません。)
- ①補修部品のメーカー保有期限の経過等の理由により当社が修理に必要な部品を入手できない場合その他当社が修理不能と判断した場合
- ②修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど修理に経済的合

- 理性がない場合
- ③安心・安全の観点からのお客さまのご意向及び当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合
3. 買い替え特典は、買い替えの際、当社又は当社委託取引先企業から新たな家庭用機器を購入する場合(ただし、東京ガスのWeb販売サイト「東京ガスの機器交換」からの購入を除く)であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める次の基準で同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。なお、業務用機器への買い替えは、「家庭用機器の購入」ではないため、買い替え特典の対象外となります。
- ①給湯機器(湯沸器、風呂給湯器等)②厨房機器(ガスコンロ等)③暖房・乾燥機器(浴室暖房乾燥機・ファンヒーター等)商品群一覧は当社ホームページ記載の別表を参照
4. 当社が買い替え特典で負担する金額は次のメーカー希望小売価格(税込み)に応じて、それぞれ次のとおりとします。

	メーカー希望小売価格(税込み)	特典額
①	1万円超、10万円以下の場合	1万円
②	10万円超、30万円以下の場合	3万円
③	30万円超の場合	5万円

- ※家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについては、発電ユニット・貯湯ユニットを含むシステム全体に対して5万円
- ※オープン価格の機器は、当社が定める基準に基づいた額(当社ホームページの別表を参照)
5. 買い替え特典は、故障した対象機器1台につき1回限り適用されます。複数機器への買い替えをされた場合、新たに購入された機器のうちメーカー希望小売価格が最も高額な機器1台の同価格を基準として、1台分の買い替え特典を適用します。
6. 買い替え特典は、最初に修理連絡をいただいた月の翌月を1か月目とした3か月目(エネファーム等(具体的な対象商品は当社ホームページに記載)の買い替えについては、1年以内とします。)の月末までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、機器の設置は、基本サービス提供期間中に完了する必要はありません。
7. 前条第4項に定める故障の場合には買い替え特典を提供いたしません。

第9条(料金)

1. 基本サービス及びオプションサービスの料金は、別掲「料金一覧」(以下「料金一覧」といいます。)記載のとおりとします。
2. お客さまは、料金一覧記載の金額の賦払金を、次のいずれかの支払方法により、基本サービス開始月分から月1回、当社に支払うものとします。
- ①クレジットカード払いをご希望のお客さまは、料金一覧記載の金額の賦払金を、当社が指定するクレジットカード会社から毎月継続して立替えさせる方法により支払うものとし、お客さまは、当社の指定する日(以下「支払期日」といいます。)までに、クレジットカード会社から当社に対する立替払いをさせるものとします。(引き落としの日はクレジットカード会社が定める日となります。)
- ②口座振替をご希望のお客さまは、料金一覧記載の金額の賦払金を、当社が指定する金融機関から毎月自動的に引き落とす方法により支払うものとし、料金の口座振替日は、当社が指定した日とします。
3. 第11条第2項又は第3項による解約の場合には、お客さまは解約月の翌月以降の賦払金を支払う義務を負わないものとします。
4. 基本サービスの料金の支払を受けたことに対する支払証明書の発行は、口座振替でお支払いのお客さまからのお申出があった場合にのみ、有料で行います。クレジットカードでお支払いのお客さまについては、発行いたしません。なお、発行手数料・発行手続については、当社ホームページをご覧ください。
5. 料金のお支払いが確認できない場合、当社は、未払いとなっている料金全部の支払が確認できるまで、基本サービスの提供を一時停止することができます。この場合、修理連絡をいただいても対応することはできません。

第10条(譲渡禁止)

基本契約に基づくお客さまの一切の地位(基本サービスの提供を受ける権利を含みます。))はお客さまの一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

第11条(解約)

1. 基本契約の解約については、本条の定めによるものとします。
2. お客さまは、次の各号のいずれかの期間(以下総称して「解約不可期間」といいます。)に該当する場合を除き、基本サービス提供期間途中であっても解約することができるものとし、当社がお客さまから各月15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって基本契約の解約に承諾いたします。毎月15日(日曜・祝日の場合は翌営業日)を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって基本契約の解約に承諾いたします。
- ①基本サービス開始日から1年間
- ②お客さまがオプションサービスを契約されている場合、解約時点において、現にサービス開始日が到来したオプションサービス(複数のオプションサービスのサービス開始日が到来した場合には最も遅くサービス開始日が到来したオプションサービスを基準とします)のサービス開始日から1年間
3. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は、催告なく直ちに、同判断時を基準時として当社システム上の処理が可能な直近の月末をもって、基本契約を解約することができるものとします。
- ①第2条の基本サービスの加入条件を満たさなくなった場合(転居、ガス契約の名義変更、料金区分精算、ガス契約種別変更、ガスメーター焼粉失、ガスメーターの一時閉栓(ガスの使用停止)等があった場合を含みます。)
- ②第9条の賦払金を支払期日までに支払っていない場合
- ③当社とその他の契約に基づく料金を期日までに支払っていない事

- 実が判明した場合
④その他基本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

第12条(免責事項)

1. 修理保証は、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
2. 買い替え特典は、買い替えた機器に瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 機器を診断した結果、第8条第2項①②に該当する場合であっても、買い替え特典のサービス提供開始前である場合は、修理保証及び買い替え特典のいずれのサービスについても提供することができません。この場合において、代替サービスを提供することはできません。
4. 当社の故意又は重大な過失によることなく、お客さまが損害を被った場合は、当社が負う賠償責任の範囲は、既にお支払いいただいた料金の合計額を限度とします。

第13条(反社会的勢力との関係排除)

1. お客さま及び当社は、それぞれ相手方に対し、基本契約お申込み時及び将来にわたり、以下の各号に定める事項を確約します。
 - ①自己及び自己の役員又は重要な使用人(以下「関係者」といいます。)が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、これらを併せて「反社会的勢力」といいます。)でないこと、また過去5年間に於いて反社会的勢力でなかったこと。
 - ②自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に対し、資金等の提供ないし便宜の供給等を行うことにより、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与をしないこと(ただし、ガス及び電気の小売供給契約を除く。)
 - ④自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
 - ⑤自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉・信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。
2. お客さま及び当社は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要せず、直ちに基本契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、相手方は他方当事者に対し、発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。
3. 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し損害賠償請求を行うことはできません。

第14条(規定外事項)

基本約款の各条項に疑義が生じた場合又は基本約款に定めのない事項については、その都度、お客さまと当社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第15条(専属的合意管轄)

基本契約に関して、お客さまと当社との間で裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(内容の変更・中止等)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、民法の規定に基づき、基本約款を変更する旨、変更後のサービス約款及び変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、基本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、基本約款の内容及び料金等は変更後のサービス約款によるものとします。
2. 当社は、経済情勢の変動又は基本約款に基づくサービスの提供が困難となる等の事情が発生した場合、お客さまの承諾又はお客さまへの事前の通知なく、基本約款に基づくサービスの提供を中止又は変更することができるものとします。また、以下の①ないし③等サービス提供が一時的に困難となる等の事情が発生した場合、基本約款に基づくサービスの提供を中断することができるものとします。
 - ①震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議・疫病
 - ②システム障害・停電
 - ③基本約款に基づくサービスに関わるシステムの定期又は緊急に行う保守・点検
3. 基本サービスの利用条件は当社ホームページ掲載の最新の基本約款によるものとします。

第17条(個人情報の取扱い)

当社は、お客さまの個人情報を、当社の個人情報保護方針(www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)に従って取り扱います。

第18条(当社からのご連絡)

当社は、基本サービスに関する案内、料金の支払、基本サービスの解約など基本サービスの提供にあたり必要な事項を、お客さまが希望された通知方法以外の方法でご連絡することがあります。

(附則)

この約款は、2025年8月1日から適用します。

【料金一覧】

1. 基本サービス及び各オプションサービスの料金

- ①1契約当たりの基本サービス及び各オプションサービスの料金は、それぞれ以下のとおりとします。
 - ・基本サービス 年額6,600円(税込み)

- ・電気エアコンオプションサービス 年額9,240円(税込み)
- ・水まわりオプションサービス 年額9,240円(税込み)
- ・電気設備オプションサービス 年額9,240円(税込み)

- ②お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。

(算定式)

サービス開始日が到来した基本サービス及び各オプションサービスの年額料金(税込み)の合計額÷12か月=賦払金(税込み)

2. すべてのオプションサービスの提供によるセット割引

- ①上記1①の定めにかかわらず、オプションサービスのすべてに加入していただいた場合、すべてのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及び各オプションサービスの料金を合計で年額28,800円(税込み)とします。

- ②上記①の場合、お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。

(算定式)

28,800円(税込み)÷12か月=月額2,400円(税込み)

3. 電気エアコンオプションサービス及び水まわりオプションサービスの提供によるセット割引

- ①上記1①の定めにかかわらず、電気エアコンオプションサービス及び水まわりオプションサービスのいずれにも加入していただいた場合、これらのオプションサービスのサービス提供期間中は、基本サービス及びこれらのオプションサービスの料金を合計で年額21,600円(税込み)とします。

- ②上記①の場合、お客さまは、以下の算定式により算出される賦払金により、基本サービス及び各オプションサービスの料金を月賦払いするものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。

(算定式)

21,600円(税込み)÷12か月=月額1,800円(税込み)